



一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法関係)

●両立支援行動計画 (2011年4月1日から2015年3月31日までの4年間)

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

計画内容 「妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置すると共に
保健師相談を有効に活用するよう指導する」

具体的日程 2011年04月 ～ 相談窓口の設置について検討
2012年04月 ～ 相談員の選出と、研修を実施
2012年10月 ～ 相談窓口の設置について社員へ周知

計画内容 「年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間平均12日とする」

具体的日程 2011年04月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
2012年04月 ～ 各年度の平均日数を管理し、必要に応じ取得推進を行なう

●子育て計画 (2011年4月1日から2015年3月31日までの4年間)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画内容 「育休中の社会保険料免除の制度の周知や情報提供を行なう」

具体的日程 2011年04月 ～ 法令に基づく諸制度の調査
2012年04月 ～ 社内ウェブを利用し社員へ周知

●ワークライフバランス計画 (2011年4月1日から2015年3月31日までの4年間)

社員の働き方を見直し、もっと子育てに関われるよう支援するため、次のように行動計画を策定する。

計画内容 「月1日のノー残業DAYを計画する」

具体的日程 2011年04月 ～ 各部門における実施状況を調査する
2012年04月 ～ 各年度の実施状況を管理し、必要に応じ取得推進措置をとる

計画内容 「年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間平均12日とする」

具体的日程 2011年04月 ～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
2012年04月 ～ 各年度の平均日数を管理し、必要に応じ取得推進措置をとる